

## 第4章 職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示

平成28年において、行政執行法人の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、合計で3件である。

### 1 改正概要

#### (1) 独立行政法人国立印刷局

平成27年4月1日の組織改編で、印刷局の本局を、① 8部制から5部3室制に改めた、② ライン制からフラットなグループ制に移行していた組織の一部をライン制に戻したことにより、職が新設・改廃されたことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、3月2日の第630回審査委員会で決定し、3月18日、告示した。

#### (2) 独立行政法人国立印刷局

平成28年4月1日の組織改編で、印刷局の研究所・工場の一部を、ライン制からフラットなグループ制に移行していた組織をライン制に戻したことにより、職が新設・改廃されたことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、7月20日の第639回審査委員会で決定し、8月1日、告示した。

#### (3) 独立行政法人造幣局

平成28年10月3日付までの、東京支局のさいたま市への移転と、さいたま支局への名称変更を受け、告示の表の「東京支局」を「さいたま支局」に改める旨、11月2日の第645回審査委員会で決定し、11月14日、告示した。

### 2 告示

#### ○ 中央労働委員会告示第1号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成28年3月18日

中央労働委員会会長 諏訪 康雄

表の独立行政法人国立印刷局の項の本局の項中「部長」を「室長 部長 次長」に改め、「参事」の下に「 課長 経営企画官 総務企画官 法務総括官 リスク総括官 広報官 人事給与総括官 労働厚生総括官 事務総括官 情報総括官 環境安全総括官 博物館長 施設企画官 施設総括官 財務総括官 契約総括官」を、「副センター長」の下に「 副企画官」を加え、「労務担当の者」を「秘書、人事又は労務担当の係長 労働関係事務担当の調査主事 労務担当の係員」に改め、「労働関係事務担当の者」を削る。

## ○ 中央労働委員会告示第2号

行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成28年8月1日

中央労働委員会会長 諏訪 康雄

表の独立行政法人国立印刷局の項の研究所の項中「研究開発プロジェクトリーダー」の下に「総務室長」を加え、「グループリーダー」を「課長 総務総括官」に改め、工場の項中「運営企画室長」を削り、「グループリーダー」を「環境安全総括官」に改める。

## ○ 中央労働委員会告示第3号

行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成28年11月14日

中央労働委員会会長 諏訪 康雄

表の独立行政法人造幣局の項の支局の項中「東京支局」を「さいたま支局」に改める。